

1. 件名：「柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の地震等に係る新基準適合性審査（特定重大事故等対処施設の一部構築物の構造変更）に関する事業者ヒアリング（3）」

2. 日時：令和5年4月24日（月）16時00分～17時25分

3. 場所：原子力規制庁内会議室

4. 出席者

原子力規制庁：名倉安全規制調整官 他3名

東京電力ホールディングス株式会社：担当者6名

5. 要旨

東京電力ホールディングス株式会社から、令和5年3月14日に申請のあった柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設の一部構築物の構造変更）に関し、資料1及び資料2について説明があった。

これに対し、原子力規制庁から、特定重大事故等対処施設の一部構築物の構造変更後の基準適合の論理構成、施設と断層との位置関係等について確認した。

6. 提出資料[※]

資料1 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 特定重大事故等対処施設の一部構築物の構造変更後の基準適合性について（添付書類六関連）

資料2 ボーリング柱状図・コア写真

※ 提出資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成27年1月14日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて」を踏まえ、非公開とします。